

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 第一種特定化学物質として、ペルフルオロ（ヘキサシロキサン）スルホン酸（別名PFHxS）若しくはペルフルオロ（アルカンシルホン酸）（構造が分枝であつて、炭素数が六のものに限る。）又はこれらの塩（以下「PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩」という。）を追加指定すること。

（第一条関係）

第二 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品として、PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩について、はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地等を定めること。

（第七条関係）

第三 技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品として、当分の間、PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩について、消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を定めること。

（原始附則第三項関係）

第四 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行すること。ただし、第二及び第三は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行すること。

（附則関係）